

第5章 災害応急対策計画

この計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画であり、同条第2項に定める災害応急対策の実施責任者が実施するものである。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施にあたっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等を実施するために必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 平時の情報交換

防災関係機関は、災害の予測・予知や研究を推進するため、それぞれの機関が保有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を相互に交換するものとする。

また、これらの情報の活用に向け、情報の共有化のための通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、大容量通信ネットワークに対応したシステムの構築に努めるものとする。

町及び防災関係機関は、避難行動要支援者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、市街地における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達ができるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

2. 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

町及び防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

(1) 災害情報等の収集及び連絡

①町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を檜山振興局長に報告するものとする。

②気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の伝達・連絡体制は、「第3章第2節 気象業務に関する計画」に準ずるものとする。

(2) 北海道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により檜山振興局長に通報する。

①災害の状況及び応急対策の概要：発災後速やかに

②災害対策本部の設置：災害対策本部等を設置した時直ちに

③被害の概要及び応急復旧の見通し：被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

④被害の確定報告：被害状況が確定したとき

(3) 町の通報

①町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を北海道及び国（消防庁経由）に報告するものとする。

②町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を檜山振興局長及び国（消防庁経由）に報告するよう努める。

(4) 被害状況報告

①町長は、災害が発生したときは「災害情報等報告取扱要領」（別記）に基づき檜山振興局長に報告する。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

②町長は、通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

【消防庁連絡先】

時 間 帯	平日(9:30~18:15)	休日・平日(左記時間帯以外)
区 分	消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T 回 線	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)
消 防 防 災 無 線	7527 7537 (FAX)	7782 7789 (FAX)
地 域 衛 星 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	T N-048-500-7527 T N-048-500-7537 (FAX)	T N-048-500-7782 T N-048-500-7789 (FAX)

(注)地域衛星通信ネットワーク欄「TN」：市町村の内線電話機から発信するときのアクセス特番（市町村ごとに設定されている。）

別記

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄振興局長に報告するものとする。

1. 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても振興局地域全体から判断して報告を要すと認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2. 報告の対象

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア. 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ. 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ. 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3. 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4. 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

別表1

災 害 情 報					
報 告 日 時		月 日 時現在		発 受 信 日 時	
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)				受 信 機 関 (振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)				受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所					
発 生 日 時		月 日 時 分		災 害 の 原 因	
気象の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風の速 その他				
ライフラインの状況	道路 鉄道 電道(飲料水) 電気の その他				
応急措置の状況	(1)災害対策本部等の設置状況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
	(2)災害救助法の適用状況	地 区 名	被 害 棟 数	罹 災 世 帯	罹 災 人 員
		(救助実施内容)			
応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難			
		避難勧告			
		避難指示			
	(4)自衛隊派遣要請の状況				
	(5)その他措置の状況				
	(6)応急対策出動人員	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況	
市町村職員		名			
消防職員		名			
消防団員		名			
その他(住民等)		名			
	計	名			
その他	(今後の見通し等)				

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時			月	日	時	分	災害の原因			月	日	時	分				
災害発生場所																	
発信	機関(市町村)名						機関(市町村)名										
	職・氏名						職・氏名										
	発信日時			月	日	時	分	受信日時			月	日	時	分			
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等		被害金額(千円)							
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告				道 工 事	河川	箇所								
	行方不明	人						海岸	箇所								
	重傷	人						砂防設備	箇所								
	軽傷	人						地すべり	箇所								
	計	人						急傾斜地	箇所								
② 住家被害	全壊	棟						道路	箇所					橋梁	箇所		
		世帯						小計	箇所								
		人						市町村 工 事	河川	箇所							
	半壊	棟							道路	箇所							
		世帯							橋梁	箇所							
	一部破損	棟					小計	箇所					港湾	箇所			
		世帯					漁港	箇所									
	床上浸水	棟					下水道	箇所					公園	箇所			
		世帯					崖くずれ	箇所									
		人					計	箇所									
床下浸水	棟					漁船	沈没流出	隻									
	世帯						破損	隻									
計	棟					計	隻					⑥ 水産被害	漁港施設	箇所			
全壊	公共建物	棟					共同利用施設	箇所									
	その他	棟					その他施設	箇所									
半壊	公共建物	棟					漁具(網)	件									
	その他	棟					水産製品	件									
計	公共建物	棟					その他	件									
計	その他	棟					計										
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha			道 有 林	林地	箇所								
			浸冠水	ha						治山施設	箇所						
		畑	流失・埋没等	ha						林道	箇所						
			浸冠水	ha						林産物	箇所						
	農作物	田	ha					その他	箇所								
		畑	ha					小計	箇所								
	計	ha						一 般 民 有 林	林地	箇所							
	農業用施設	箇所							治山施設	箇所							
	共同利用施設	箇所							林道	箇所							
	営農施設	箇所							林産物	箇所							
畜産被害	箇所					その他	箇所										
その他	箇所					小計	箇所										
計						計	箇所										

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害		箇所	
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公 立	箇所	
		個 人	箇所		法 人	箇所	
	清 掃 施 設	一般廃棄物処理	箇所	被 害 計		箇所	
		し尿処理	箇所				
火 葬 場		箇所					
計		箇所					
⑨ 商工被害	商 業	件		⑬ その他	鉄道不通	箇所	—
	工 業	件			鉄道施設	箇所	
	そ の 他	件			被害船舶(漁船除く)	隻	
計	件		空 港		箇所		
⑩ 公立文教施設被害	小 学 校	箇所			水 道	戸	—
	中 学 校	箇所			電 話	回線	—
	高 校	箇所			電 気	戸	—
	その他文教施設	箇所			ガ ス	戸	—
	計	箇所			ブロック塀等	箇所	—
公共施設被害市町村数	団体		計			—	
罹災世帯数	世帯		被 害 総 額				
罹災災者数	人		火災発生	建 物	件		
消防職員出動延人数	人			火災発生	危 険 物	件	
				火災発生	そ の 他	件	
			消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況○	道(振興局)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救助法適用市町村名							
補足資料							

別表3

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 ①当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 ②C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ) ③氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 ①死者欄の②、③を参照
	重傷者	災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 ①死者欄の②、③を参照
	軽傷者	災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。 ①死者欄の②、③を参照
② 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 ①物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 ②商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 ③住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。
	世帯	生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。 ①同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。 ①被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 ①被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のも。 ①被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 ①被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 ①被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

(別表3)

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>①公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>②その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>③土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>④被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、耕土が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>①流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>②埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>③被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>①浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>②倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>③被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。</p>
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑤ 土木被害	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防施設	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

(別表3)

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている道路法第2条の道路を形成する橋梁が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損(大破、中破、小破)の被害をいう。 ①港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 ②被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 ①被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社を含む)所有のものをいう。 ①被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 ①被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 ①被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算する。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	林道	林業経営基盤整備の設備道路をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 ①被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算する。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む)等をいう。 ①被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

(別表3)

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	火葬場	火葬場をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
⑨ 商工 被害	商業	商品、原材料等をいう。 ①被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 ①被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩公共文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係は、その他の項目で扱う) ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
⑬ その 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 ①被害額の算出は、復旧に要する経費を計上する。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

第2節 災害通信計画

災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話㈱等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、災害によりそれらの通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1. 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

(1) 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

(2) 電報による通信

①非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報。

②緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

③非常・緊急電報の利用方法

1) 115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出す。

2) NTTコミュニケータが出たら

ア. 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

イ. 予め指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

ウ. 届け先、通信文等を申し出る。

④電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

1) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間

電報の内容	機関等
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

2) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（ 1）の8項に掲げるものを除く） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と（1）の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（ 1）の表、本表 1～5(2)に掲げるものを除く）相互間

(3) 公衆通信設備以外の通信

- ① せたな町防災行政無線
- ② 北海道総合行政情報ネットワークによる通信
- ③ 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

(4) 通信途絶時等における措置

① 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から(1)から(3)までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- 1) 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

- 2)無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

②連絡すべき事項

防災関係機関は、上記①の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- 1) 移動通信機器の借受を希望する場合
 - ア. 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ. 借受希望機種及び台数
 - ウ. 使用場所
 - エ. 引渡場所及び返納場所
 - オ. 借受希望日及び期間
- 2) 移動電源車の借受を希望する場合
 - ア. 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ. 台数
 - ウ. 使用目的及び必要とする理由
 - エ. 使用場所
 - オ. 借受期間及び引渡場所
- 3) 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - ア. 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - イ. 希望エリア及び使用目的
 - ウ. 希望する使用開始日時
 - エ. 引渡場所及び返納場所
 - オ. 借受希望日及び期間
- 4) 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - ア. 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - イ. 上記アに係る申請の内容

③連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等の計画は、次に定めるところによる。

1. 災害広報及び情報等の提供の方法

災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

2. 予防対策広報

平常時においては、各種災害に備えての知識、準備等について、町広報誌等を通じて適宜周知する。

また、災害発生のおそれがある場合には、予想される災害の規模や被害を防止するうえでの注意事項等については、防災行政無線（戸別受信機を含む）、電話、広報車等で周知する。

3. 災害時の広報

災害時には、町と防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

(1) 災害情報等の収集

- ①災害現場の情報収集及び写真撮影
- ②報道機関その他関係機関及び住民等の取材による写真の収集
- ③その他関係する資料の収集

(2) 発表責任者及び広報班

- ①災害情報等の発表、広報については、総務対策部長が責任者としてその任にあたる。
- ②災害情報等の広報活動は、総務対策部まちづくり広報班が行う。

なお、一般職員にも庁内放送・庁内LANにより状況の推移を周知する。

(3) 広報の方法及び内容並びに報道機関に対する発表

① 広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報は、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、チラシ、電話、緊急速報メール、印刷物等あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

なお、状況により放送局、新聞社等の報道機関に協力を求め迅速に行う。

② 広報の内容

広報の内容は、次のとおりとし、災害情報及び応急措置の状況などを具体的にわかりやすく行う。なお、高齢者や障がい者などの要配慮者に対する伝達には特に留意する。

- 1) 災害情報及び関係機関、住民への注意事項
- 2) 避難場所の位置及び危険区域等
- 3) 災害応急対策及び復旧事業の実施状況
- 4) 被災状況（発生箇所、避難指示等）
- 5) 交通及び通信の状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域等）
- 6) 医療救護所の開設状況
- 7) 給食、給水実施状況（日時、場所、量、対象者等）
- 8) 衣料、生活必需品等供給状況（日時、場所、種類、量、対象者等）
- 9) 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

※ J - A L E R Tによる防災行政無線放送は、定型文となる。

※ 緊急速報メールはサービス提供会社との契約に従う。

③ 報道機関に対する発表

収集した被害状況、災害情報等は、その都度次の要領により報道機関に対して発表する。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、報道対応窓口を明確化した上で、各報道機関が行う独自の取材活動に対して次の情報を適切に提供する。

- 1) 災害の種別（名称）及び発生年月日
- 2) 災害発生の場所又は被害激甚地域
- 3) 被害状況（交通、通信、火災、電気・ガス・上下水道、道路・橋梁等の被害状況）
- 4) 避難指示等の発令・解除状況
- 5) 救助法適用の有無
- 6) 応急、恒久対策の状況
- 7) 災害対策本部の設置又は廃止
- 8) 住民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

④ 各関係機関等に対する連絡

必要がある場合は、町内の公共機関、各種団体等に対して災害情報を提供する。

(4) 住民等からの問い合わせ体制

総務対策部総務班は、住民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応にあたる。

また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに防災行政無線や広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策部又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

4. 安否情報の提供**(1) 安否情報の照会手続**

- ①安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- ②安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- ③安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 （婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- ④町は、上記③にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

(2) 安否情報を回答するにあたっての町の対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- ①被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- ②安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- ③安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

- ④被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

5. 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第4節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者及び要件

【実施責任者及び指示等の要件】

実施責任者	避難指示等を行う要件
町長 (代理者：副町長)	① 災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立退きの指示 ・必要に応じて行う、立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示 ・緊急安全確保措置の指示 ・大津波警報（特別警報）など津波の発生予報が発せられた場合、直ちに高台などの安全な場所へ避難させる等の措置 ② 避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。 ③ 上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに檜山振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示等を解除した場合も同様とする。）
北海道知事又は知事の命を受けた北海道職員	① 洪水若しくは高潮の氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるとき。 ② 知事（檜山振興局長）は洪水、高潮、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。 ③ 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は町長に代わって実施する。また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保の要請があった場合は、北海道地域防災計画の定めるところにより関係機関に協力要請する。

実施責任者	避難指示等を行う要件
警察官又は海上保安官	<p>①町長から要求があったとき、又は町長が避難の指示ができないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、町長に通知するものとする。</p> <p>②警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は北海道函館方面公安委員会にその旨報告するものとする。</p>
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<p>①災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難等の措置等 ・他人の土地等への立入 ・警戒区域の設定等 ・他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等 ・住民等への応急措置業務従事命令
水防管理者(町長)	<p>①洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。</p> <p>②避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を檜山振興局長に速やかに報告するとともに、せたな警察署長にその旨を通知する。</p>

(2) 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

①連絡

町長、檜山振興局長（北海道）、せたな警察署長（北海道警察）、瀬棚海上保安署長（第一管区海上保安本部）及び自衛隊は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

②助言

1) 町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や北海道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

2) 町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や北海道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3) 町から助言を求められた国や北海道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、北海道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や北海道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。

なお、国及び北海道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

③協力、援助

1) せたな警察署（北海道警察）は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

2) 瀬棚海上保安署（第一管区海上保安本部）は、避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

2. 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令にあたっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

(1) 周知すべき事項

- ① 避難指示等の理由及び内容
- ② 避難場所等及び経路
- ③ 火災、盗難の予防措置等
- ④ 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	・災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	・災害への心構えを高める。	早期注意情報

(2) 周知の方法

住民に対する避難指示等の周知方法は、次に掲げるところによる。

①防災行政無線による方法

防災行政無線の屋外拡声子局及び戸別受信機により住民に周知する。

②広報車による方法

町、消防機関の広報車により、関係する地域を巡回して住民に周知する。

なお、状況により警察の広報車等の出動を要請する。

③公共放送による方法

NHK、民間放送局に対し、避難指示等を行った旨を連絡し、関係住民に周知すべき事項を提示して放送の協力を要請する。

④伝達員等による方法

避難指示等をした時が夜間であり、停電時で風雨が激しい場合、あるいは交通遮断等により完全周知が困難であると予想される場合は、総務対策部まちづくり広報班が消防職員や消防団員等の協力を得て、関係地域の住民を個別に訪問して周知することとし、特に要配慮者に留意する。

⑤緊急速報メールによる方法

(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル(株)、KDD I(株)の各社が提供する「緊急速報メール」サービスにより、せたな町のエリアに存する各社の携帯電話機等へ、メールの送信により周知する。

3. 避難方法

(1) 避難誘導

①避難誘導は、町職員、消防署員、消防団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員があたり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。また、避難誘導にあたる者の安全の確保に努めるものとする。

②町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

③台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

④津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とするが、各地域において津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

- ⑤町職員、消防署員、消防団員、警察官など避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとし、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。

(2) 移送の方法

- ①避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において車両、船艇等によって行うものとする。
- ②避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は北海道に対し、応援を求める。

4. 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うにあたっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- 1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- 2) 病院への移送
- 3) 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、北海道、隣接市町村等へ応援を要請する。

5. 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難にあたっては、避難誘導員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路・避難場所等の安全確保のため、支障物等の排除を行うものとする。

6. 被災者の生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7. 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

8. 指定避難所の開設

①町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

②指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

③避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

④避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

⑤町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

⑥新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

- ⑦避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- ⑧町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に北海道に報告し、北海道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

9. 指定避難所の運営管理等

- ①町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- ②避難所マニュアルの作成や避難所運営訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。なお、実情に合わせて、自主防災組織、町内会、応援職員、ボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力を努めるものとする。
- ③町は、避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- ④指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- ⑤指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町、北海道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ⑥指定避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。なお、ペットのためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- ⑦指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- ⑧指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- ⑨やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- ⑩災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- ⑪災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- ⑫車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- ⑬指定避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- ⑭被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- ⑮町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- ⑯避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

10. 広域避難

(1) 広域避難の協議等

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

(2) 道内における広域避難

道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

(3) 道外への広域避難

①町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、北海道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。

②北海道は、市町村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。

③北海道は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

④町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、①によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

(4) 避難者の受け入れ

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 関係機関の連携

①町、北海道及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

②北海道及び関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

11. 関係機関への報告

(1) 避難勧告等発令の報告

町長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、次の事項を速やかに檜山振興局長に報告する。

町長以外の実施責任者が勧告等を行った旨の通知を受けたときも同様とする。なお、発令を解除したときは、直ちにその旨を公示するとともに檜山振興局長に報告する。

- 1) 避難の勧告等の発令者
- 2) 発令の理由
- 3) 発令日時
- 4) 避難の対象区域
- 5) 避難先

(2) 避難所開設・廃止の報告

町長は避難所を開設したときは、次の事項を檜山振興局長に報告する。

また、廃止したときもその旨を報告する。

- 1) 避難所開設の日時、場所及び施設名
- 2) 収容状況及び収容人員
- 3) 開設期間の見込み

1 2. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することができる。

【警戒区域の設定権者と設定要件等】

設定権者	設定の要件・内容
町 長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
消 防 長 又 は 消 防 署 長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生する恐れが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
消 防 署 員 又 は 消 防 団 員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。
消 防 機 関 に 属 す る 者	・水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
警 察 署 長 又 は 海 上 保 安 署 長	・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて職権を行う消防署員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。
警 察 官 又 は 海 上 保 安 官	・町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 ・消防署員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又は消防署員又は消防団員から要求があったとき。 ・水防団長、水防団員若しくは消防署員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
災 害 派 遣 を 命 ぜ ら れ た 部 隊 等 の 自 衛 官	・町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。

第5節 応急措置実施計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等必要な応急措置に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は、次のとおりである。

- 1) 町長又はその委任を受けて町長の職権を行なう町職員
- 2) 消防署長及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3) 警察官及び海上保安官
- 4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5) 北海道知事
- 6) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

2. 町長が実施する応急措置

【措置区分及び措置内容等】

措置区分	措置内容等
警戒区域の設 定	人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
応急公用 負担等の実施	ア 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。この場合、占有者等に対する通知又は公示を行い、当該処分により通常生ずべき損失の補償を行う。
	イ 現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。この場合、除去した工作物等を保管し、占有者等に対して当該工作物を返還するため、必要な事項の公示を行う。
	ウ 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
他の市町村長 等に対する 応援の要求	応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。また、応援に従事する者は、町長の指揮の下に行動するものとする。
北海道知事に 対する 応援の要求	応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。この場合、北海道知事は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
損 害 補 償	応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

自衛隊に対する自衛隊法第83条の規定による部隊等の派遣要請手続及び派遣活動等に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 災害派遣要請基準

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は概ね次のとおりとする。

- ①人命救助のための応援を必要とするとき。
- ②水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- ③大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- ④救助救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- ⑤主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- ⑥応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

2. 災害派遣要請の要領等

(1) 派遣要請手続

①町長は、災害派遣を必要とする場合は、次の事項を明らかにした文書をもって檜山振興局長に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- 1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2) 派遣を希望する期間
- 3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4) 派遣部隊が展開できる場所
- 5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

②町長は、人命の緊急救助に関し、檜山振興局長に要求するいとまがないとき、又は、通信の途絶等により檜山振興局長と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に派遣要請することができる。ただし、この場合、速やかに檜山振興局長に連絡し、上記①の手続きを行なうものとする。

(2) 派遣要請先

【派遣要請先】

区 分	担当部署	電話番号
檜山振興局	地域創生部地域政策課（防災担当）	0139-52-6470
自 衛 隊	陸上自衛隊第28普通科連隊	0138-51-9171

3. 災害派遣部隊の受入れ体制

町長は、檜山振興局長又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

(1) 受入れ準備の確立

① 宿泊所、資器材等の保管場所の準備

派遣部隊の宿泊所及び車両、器材等の保管場所の準備その他受入れのために必要な措置をとる。

② 連絡職員の指名

派遣部隊及び檜山振興局との協議、決定、連絡のため町対策本部員から連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。

③ 作業計画の準備

担当部班は、受入れのため次の事項に関し計画を立てて、派遣部隊の活動が速やかに開始されるよう必要な措置及び準備をするものとする。

- 1) 応援を求める作業の内容
- 2) 所要人員
- 3) 器材等の確保
- 4) 派遣部隊の車両、器材等の保管場所等の準備
- 5) 派遣部隊の滞在場所、指揮所

(2) 派遣部隊到着後の措置

① 派遣部隊との作業計画等の協議

派遣部隊が到着したときは、目的地に誘導するとともに、責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとるものとする。

② 檜山振興局長への報告

総務対策部は、派遣部隊到着後及び必要に応じて、次の事項を檜山振興局長に報告する。

- 1) 派遣部隊の長の報告
- 2) 隊員数
- 3) 到着日時
- 4) 従事している作業内容及び進捗状況
- 5) その他参考となる事項

4. 経費の負担

① 次の経費は、町が負担する。

- 1) 資材費及び機器借上料
- 2) 電話料及びその施設費
- 3) 電気料
- 4) 水道料
- 5) 汲取料

② その他の必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議のうえ定めるものとする。

③ 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

5. 派遣活動

災害派遣地における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1) 被害状況の把握
- 2) 避難の援助
- 3) 遭難者等の捜索救助活動
- 4) 水防活動
- 5) 消防活動
- 6) 道路又は水路の啓開
- 7) 応急医療、救護及び防疫
- 8) 人員及び物資の緊急輸送
- 9) 炊飯及び給水
- 10) 物資の無償貸付又は譲与
- 11) 危険物の保安及び除去
- 12) その他

6. 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、檜山振興局長の要請を待ついとまがない場合は、次に掲げる基準により自主的に部隊等を派遣することができる。

- ① 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 檜山振興局長が自衛隊の災害派遣を要請することができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ④ その他上記に準じ、特に緊急を要し、檜山振興局長からの要請を待ついとまがないと認められること。

7. 自衛隊との情報交換及び連携強化

自衛隊及び北海道・町・関係機関は、収集した情報を相互に交換するものとする。また、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に実施できるよう災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

8. 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法、基本法その他の法令に基づき、町長、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、この場合は部隊等の指揮官の命令によるものとし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合は、この限りでない。

- 1) 住民等の避難等の措置等（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第4条）
- 2) 他人の土地等への立入（自衛隊法第94条第1項、警察官職務執行法第6条第1項）
- 3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）

- 4)他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5)住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6)自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

9. 撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって檜山振興局長に対し、撤収を要請するものとする。ただし、文書による報告が日時を要するときは、口頭又は電話で依頼し、その後速やかに文書を提出するものとする。

第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 応援要請

(1) 北海道知事に対する応援要請

町長は、大規模災害時に、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施することができない場合は、基本法第68条の規定に基づき檜山振興局長に対し、次の事項を明らかにして応援を要請することができる。

- 1) 災害の状況
- 2) 応援を必要とする理由
- 3) 応援を希望する物資等の品名、数量
- 4) 応援を必要とする場所・活動内容
- 5) その他必要な事項

(2) 他の市町村長等に対する応援の要請等

- ①町長は、災害時に、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。
- ②町は、「北海道広域消防相互応援協定」、「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」、「北渡島・檜山北部4町災害時相互応援に関する協定」及び檜山広域行政組合消防本部との相互応援協定に基づき、災害発生時には速やかに応援要請するものとする。

(3) 他の消防機関に対する応援の要請

檜山広域行政組合せたな消防署は、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、北海道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請するものとする。

2. 応援受入体制の確立

町長は、他市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておくものとする。

3. 応援体制の整備

消防機関は、緊急消防援助隊の充実強化と訓練を通じた人命救助活動等支援体制の整備に努めるものとする。

第8節 ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの要請・活用に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 基本方針

町内において大規模な災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めに基づき、広域的かつ機動的な活動が可能な消防防災ヘリコプターの応援を要請してその活用を図るものとする。

2. 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

3. 実施方法

(1) 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道知事に対して消防防災ヘリコプターの応援を要請することができる。

- 1) 町の消防力によっては応急対策が著しく困難な場合。
- 2) 災害が隣接する町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- 3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合。

(2) 要請の方法

応援要請は、北海道（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対し電話により次に掲げる事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票」を提出する。

- 1) 災害の種類
- 2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- 3) 災害現場の気象状況
- 4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- 5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- 6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7) その他必要な事項

4. 活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、概ね次に掲げるところによる。

① 災害応急対策活動

- 1) 被災状況調査などの情報収集活動
- 2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

② 救急・救助活動

- 1) 傷病者、医師等の搬送
- 2) 被災者の救助・救出

③火災防衛活動

- 1) 空中消火
- 2) 消火資機材、人員等の搬送

④その他

- 1) ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合

5. 支援体制

(1) 離着陸場

原則として指定離着陸場を利用するが、災害の状況により離着陸場候補地を利用することとする。ただし、離着陸場候補地についてはほとんどが指定緊急避難場所となっているため、離着陸に際しては避難住民の安全に特に留意する。

【ヘリコプター離発着場及び可能地】

地区名		名称	所在地
北檜山区	北檜山・豊岡	北檜山下水処理場横ヘリポート	北檜山区北檜山
		せたな消防署ヘリポート	北檜山区豊岡
		北檜山中学校グラウンド	北檜山区豊岡
		北檜山小学校グラウンド	北檜山区豊岡
	丹 羽	檜山北高校グラウンド	北檜山区丹羽
	若 松	旧若松中学校グラウンド	北檜山区若松
大成区	太 田	太田防災センター前広場	大成区太田
	都	大成ヘリポート	大成区都
		久遠小学校グラウンド	大成区都
瀬棚区	本町・共和	瀬棚港緊急離発着場	瀬棚区本町
		瀬棚中学校グラウンド	瀬棚区共和
	島 歌	旧島歌小学校グラウンド	瀬棚区島歌
	北 島 歌	須築漁港海産干場	瀬棚区北島歌

(2) 安全対策

①地上支援

離着陸の安全確保のため、地上支援要員や駐機スペースの確保を図る。

②受け入れ体制

受け入れにあたっては、所要資機材、宿泊施設等の確保を図る。

第9節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、町をはじめとする救助機関は、各機関相互の情報交換、担当する区域の割り振りなど円滑な連携のもとに迅速な救助活動を実施することが重要である。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等も可能な限り参加して被災者の救助救出に努めるものとする。

1. 実施責任者

町及び檜山広域行政組合せたな消防署（救助法が適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については速やかに医療機関又は日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町のみでは救助力が不足すると判断した場合は、隣接市町村、北海道等に応援を要請する。

2. 救助救出活動

町は、せたな警察署との緊密な連携のもとに職員の安全確保を図りつつ、被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を行うものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、第一管区海上保安本部（瀬棚海上保安署）は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施する。

第10節 医療救護計画

災害のため、医療機関の機能が停止し、又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療救護の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害発生時において、医療の途を失った者に対する応急的医療救護は、町長が行う。

ただし、救助法が適用された場合は、北海道知事の委任を受けて町長が実施するほか、北海道知事の委託を受けた日赤北海道支部が実施する。

災害急性期においては、必要に応じて北海道に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を依頼する。

2. 対象者及び対象者の把握

(1) 対象者

- ①医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- ②災害により医療を必要とする者
- ③災害発生の日前後7日以内の分娩者で、災害発生のため助産の途を失った者

(2) 対象者の把握

救護を必要とする者の把握は、概ね次の方法による。

- ①救護を必要とする者からの要請
- ②地区責任者等からの通報
- ③本部職員による現地調査

3. 医療救護所の設置及び医療救護班の派遣要請

(1) 医療救護所の設置

- ①医療救護所は、医療救護を必要とする地域ごとに設置し、地域住民に周知する。
- ②医療救護所は、学校その他の公共施設を利用して設置するが、当該地域に適当な施設がない場合は、民家等を利用するものとする。

(2) 医療救護班の派遣要請

災害の規模により応急医療の必要があるときは、北部檜山医師会に対し、医療救護班の派遣要請を行う。

4. 医療及び助産の実施

(1) 医療救護班の編成

医師、薬剤師、看護師その他の要員をもって編成する。

(2) 医療及び助産業務

医療救護班の業務内容は、次のとおりとする。

- ①傷病者に対する応急処置及び医療
- ②傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- ③被災者の死亡の確認及び遺体の検案
- ④助産救護

(3) 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。但し、医薬品等の不足が生じたときは、北海道に対し斡旋及び提供を要請する。

(4) 応援要請

状況に応じ必要がある場合は、近隣の医療機関、医師会、歯科医師会等に対し協力を要請するとともに、さらに状況により北海道に対し救護班等の派遣を要請する。

(5) 搬送体制の確保

収容医療機関及び後方医療機関への転送を要する傷病者の搬送は、救急車による。

なお、道路の損壊などにより救急車での搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、北海道にヘリコプターによる搬送を要請する。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

(6) 健康管理及び心のケア

被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第11節 防疫計画

災害時における被災地の防疫に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町は北海道知事の指示に従い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を実施する。

また、渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室長の指導のもと、指定避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

2. 防疫班の編成

町長は、被災地における防疫活動を円滑かつ能率的に実施するため、次の班等を編成する。

- ①防疫班(衛生技術者、事務職員、作業員)を災害規模により編成する。
- ②検病調査班(医師、保健師又は看護師、その他職員)を災害規模により編成する。
- ③検水班(班長、班員)を災害規模により編成する。

3. 防疫の措置

町長は、感染症予防上必要があると認められる場合又は北海道知事の指示があったときは、感染症法に基づき次の措置を講ずる。

- ①感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- ②ねずみ族、昆虫等の駆除
- ③生活の用に供される水の使用制限等
- ④物件に係る消毒等の措置
- ⑤公共の場所の清潔方法
- ⑥臨時予防接種

4. 防疫の種別及び方法

(1) 検病調査及び健康診断等

北海道の編成する検病調査班が実施する検病調査及び保健指導等の実施要領は、次のとおりである。なお、防疫班は、関係機関との緊密な連携のもとに防疫情報の収集に努める。

- ①検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、指定避難所においては、町等と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- ②検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。
- ③北海道知事の指示により、感染症予防上必要なときは、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

(2) 消毒方法

北海道知事の指示があつときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除及び物件等に係る消毒等の措置

北海道知事の指示があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

(4) 生活用水の供給

北海道知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等を実情に応じて実施する。

この場合、特に配水器具等の衛生的処理に留意する。

なお、1人1日あたり約20リットルとすることが望ましい。

(5) 患者等に対する措置

感染症患者又は無症状病原体保有者が発生したときは、速やかに北海道知事に通知し、感染症指定医療機関への患者の搬送に協力するとともに、その指示に基づき患者の住家等の消毒を行う。

(6) 指定避難所等の防疫指導

指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

①健康調査等

指定避難所等の管理者及び衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

②消毒の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒のほか、消毒薬等を適当な場所に設置し、手洗いの励行などについて指導を徹底する。

③集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させる。また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても指導を徹底する。

④飲料水等の管理

飲料水については、水質検査及び消毒を実施するよう指導を徹底する。

5. 家畜防疫

(1) 実施責任

被災地の家畜防疫は、北海道知事が担当するものとし、檜山家畜保健衛生所長が実施する。

(2) 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき、家畜防疫上必要があると認めたとときは、家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

(3) 家畜の救護

町、各農業協同組合、家畜診療獣医師等と協力し、家畜の救護にあたるものとする。

第12節 災害警備計画

災害時における地域住民の生命、身体及び財産を保護し、地域の安全と秩序を維持するために必要な警戒・警備に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 災害警備体制の確立

せたな警察署は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び町民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

瀬棚海上保安署は、海上における治安の維持にあたることを任務とする。

2. 応急対策の実施

(1) せたな警察署長は、次に掲げる応急対策を実施する。

①災害情報の収集・伝達

町及び防災関係機関と連携して災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

②交通整理の実施

災害の発生による避難・消火・救助活動等で交通量が増加し、停電等による信号の停止や道路災害による渋滞が予想されるため、交通整理を実施して緊急輸送の確保を図る。

③避難誘導及び防犯パトロールの実施

住民の避難にあたっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等にあたるものとする。

④広報の実施

災害時は、町や防災関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

⑤救助に関する事項

町、消防機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに、遺体の見分等にあたる。

⑥避難の勧告・指示

町長が指示できないとき、又は町長から要求があったときに住民等に対し、避難の勧告・指示を行う。

(2) 瀬棚海上保安署は、次に掲げる応急対策を実施する。

①巡視船艇・航空機を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防及び取締りを行う。

②巡視船艇・航空機により警戒区域（基本法第63条）又は重要施設周辺海域の警戒を行う。

③治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第13節 交通応急対策計画

災害時における道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 交通応急対策の実施

交通応急対策の実施機関及びその対策の内容等は次のとおりである。

【実施機関と対策内容等】

実施機関		応急対策の内容等
北海道 公安委員会 (北海道警察)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、又は災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。 ・通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 ・移動等の措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
函館海上保安部 瀬棚海上保安署		<ul style="list-style-type: none"> ・海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。
消防署員		<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合に限り、消防署員が警察官と同様の応急対策を実施することができる。
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官		<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が警察官と同様の応急対策を実施することができる。
道路 管理 者	国	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。
	北海道	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。 ・交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
	町	<ul style="list-style-type: none"> ・町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

2. 道路の交通規制

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に緊密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

(1) 道路交通網の把握

- ① 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- ② 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ③ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- ① 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- ② 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

(3) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

3. 海上交通安全の確保

瀬棚海上保安署は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- ② 海難の発生、その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶、漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告することができる。
- ④ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- ⑤ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

4. 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(1) 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、予め、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、予め通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

(2) 緊急通行車両の確認手続

檜山振興局長又は北海道公安委員会（せたな警察署長）は、振興局又は警察署及び交通検問所において、車両使用者等の申し出により当該車両が応急対策に必要な物資の輸送等に使用する緊急通行車両であることの確認を行う。

緊急通行車両であると確認したものについては、各車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

①緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- 1) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- 2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4) 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- 6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- 8) 緊急輸送の確保に関する事項
- 9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(3) 通行禁止又は制限から除外する車両

北海道公安委員会（せたな警察署長）は、警察署及び交通検問所において、車両使用者等の申し出により当該車両が規制除外車両であることの確認を行う。

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用人又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外するとともに確認標章の交付は行わないものとする。

①規制除外車両は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- 1) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- 2) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- 3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(4) 放置車両対策

①北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

②道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

5. 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、札幌市、東日本高速道路株式会社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画」を策定しており、その概要は次のとおりである。

(1) 計画内容

①対象地域

道内全域

②対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

(2) 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371 kmに上っている。

①第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有るもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路【道路延長7,245 km】

②第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有るものを除く）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有るもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路【道路延長3,831 km】

③第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路【道路延長295 km】

第14節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送等を迅速かつ確実に行うための計画は、次に定めるところによる。

なお、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

1. 実施責任者

災害時輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする(基本法第50条第2項)。
災害時輸送の総括は、総務対策部総務班が担当し、関係機関等への要請などにあたる。

2. 輸送の方法

(1) 車両輸送

町の所有する車両等を使用し、被害の状況及び距離等により、町の所有する車両のみでは輸送が困難な場合は、関係機関に応援を要請するとともに、民間の車両の借り上げなどを行うものとする。

(2) 航空機輸送

地上輸送が不可能な事態が生じた場合又は急患輸送などの緊急輸送の必要が生じた場合は、北海道の消防防災ヘリコプターの応援要請、自衛隊のヘリコプターの出動要請依頼を行うものとする。

(3) 船舶輸送

陸上輸送路が使用できない場合又は船舶による輸送が適切であると判断される場合、関係機関に応援を要請し、船舶による輸送を行うものとする。

第15節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) せたな町

被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の調達、配給及び給付対策を実施する。

(2) 北海道

必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。

(3) 北海道農政事務所地域第二課

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

2. 食料の供給

町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、調達が困難な場合、町長は、その確保について檜山振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、檜山振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

3. 食料の供給対象者

食料の供給対象者は、次のとおりとする。

- 1) 避難場所に収容された者
- 2) 住家が被害を受け、炊事のできない者
- 3) 災害応急対策に従事している者

4. 炊き出し

被災者及び災害応急対策従事者に対する炊き出しは町長が行うほか、関係団体やボランティア等に協力を要請するものとする。

5. 食料輸送計画

食料の輸送にあたって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、「第5章第14節 輸送計画」及び「第5章第32節 労務供給計画」により措置するものとする。

第16節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水等の生活用水を3日分程度、あらかじめ個人で備蓄しておくよう日頃から広報活動を通じて住民に周知しておくこととする。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は、井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

災害時に使用できる応急給水資機材（ポリタンク等）の備蓄に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車、消防タンク車及び浄水装置等を所有する機関から調達して給水にあたるものとする。

2. 給水の実施

(1) 給水の方法

①輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車、散水車、消防タンク車等により取水し、被災地域内へ輸送のうえ住民に給水するものとする。

この場合においては、事前にタンク内の清掃・消毒を十分に行う。

②浄水装置による給水

輸送等の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置等により浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

③家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査を行い、飲料水として適当と認めるときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒等により衛生上無害な水質にして供給する。

(2) 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、近隣市町村又は北海道に対し飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第17節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

救助法が適用された場合の被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。なお、救助法が適用されない場合には、その都度、町長が実施する。

2. 給与又は貸与の対象者並びに物資の種類

(1) 対象者

給与又は貸与の対象者は、概ね次のとおりとする。

- 1) 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、埋没及び床上浸水の被害を受けた者
- 2) 被服、寝具、その他生活必需品が損傷又は喪失し、日常生活を営むことが困難な者

(2) 種類

給与又は貸与する物資の種類は、概ね次のとおりとする。

- 1) 寝具（毛布、布団等）
- 2) 外衣（作業衣、洋服、子供服等）
- 3) 肌着（下着等）
- 4) 身の回り品（タオル、靴下等）
- 5) 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- 6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- 7) 日用品（石鹸、ちり紙、歯ブラシ等）
- 8) 光熱材料（灯油等）
- 9) その他日常生活に欠くことができないと認められるもの

3. 実施の方法

(1) 物資の調達及び配分

世帯構成員別被害状況等の調査に基づき、町内の各衣料品店及び日用品店を調達先とし、物資の配分を行う。

なお、町内で必要数量を確保することが困難な場合は、檜山振興局に協力を要請する。

(2) 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、哺乳ビン等の確保に努め、要配慮者に優先的に配分するなどの配慮をする。

(3) 給与又は貸与台帳

救援物資の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

- 1) 世帯構成員別被害状況（様式1）
- 2) 物資購入（配分）計画表（様式2）
- 3) 物資受払簿（様式3）
- 4) 物資給与及び受領簿（様式4）

様式1

世帯構成員別被害状況

年 月 日

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
	全壊(焼)												
流失													
半壊(焼)													
床上浸水													

様式2

物資購入(配分)計画表

世帯区分		1人世帯				2人世帯				3人世帯				計				備考
		(基準額) 円				(基準額) 円				(基準額) 円								
品名	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

様式3

物資受払簿

品目					
年月日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

様式4

物資給与及び受領簿

住家被害程度区分		給与の基礎となった世帯構成員	
----------	--	----------------	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所

世帯

氏名

印

給与年月日	品名	数量	備考	給与年月日	品名	数量	備考

第18節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、指定避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- ①地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- ②地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- ③地域内において調達が不能になったときは、北海道に対し協力を求めることができる。
- ④LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2. 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第19節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

電力施設の応急復旧対策は、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社東日本支店北海道事務所が実施する。

2. 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

(1) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり次の対策を講ずるものとする。

①活動態勢

発令基準に従い警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

②情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込みなどの状況について、町及び北海道に連絡する。

③通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設などを考慮する。

④広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じて、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

⑤要員の確保

各支部は被害の状況により、要員が不足した場合は、本部に要員の確保を要請し、本部は、要員を融通するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て檜山振興局長に要請するものとする。

⑥資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、他電力会社等からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

⑦応急工事

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2) 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第20節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

ガス施設の応急復旧対策は、北海道ガス株式会社が実施する。

2. 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程および保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

(1) 非常災害の事前対策

① 人員の動員連絡の徹底

保安規程および保安業務規程に基づき組織および分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。

② 工具、機動力、資材等の整備確認

予め工具、車輛等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

③ 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

④ 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

(2) 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第21節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 上水道

(1) 応急復旧

町は、大規模な災害により長期間断水となることは、住民の生活維持に重大な支障が生ずるものであるため、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- 1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4) 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2. 下水道

(1) 応急復旧

町は、市街地での内水による浸水は、家屋等財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであることから、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- 1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。
- 5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置を取る場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- 6) 住民への広報活動を行う。

(2) 広報

下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第22節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設の災害応急土木対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 災害の原因及び被害種別

(1) 災害の原因

- 1) 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
- 2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- 3) 波浪
- 4) 津波
- 5) 山崩れ、地滑り、土石流、崖崩れ
- 6) 火山噴火
- 7) 落雷

(2) 被害種別

- 1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- 2) 盛土及び切土法面の崩壊
- 3) 道路上の崩土堆積
- 4) トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- 5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- 6) 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- 7) 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- 8) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- 9) ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- 10) ダム貯水池の流木等の堆積
- 11) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害
- 12) 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- 13) 航路・泊地の埋没

2. 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧対策は、当該施設の管理者が実施するものとする。

3. 応急対策及び応急復旧対策

施設の管理者は、災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

- ① 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。
- ② 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、関係機関等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、上記(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

4. 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに防災計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と協定を結ぶなど連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第23節 被災宅地安全対策計画

災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施することにより、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民生活の安全の確保を図るものとする。

1. 危険度判定実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置するとともに、北海道知事に対し支援を要請する。

2. 判定士の業務

判定士は、次に定めるところにより被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票に記入し判定を行う。
- 2) 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

【判定結果の表示法】

区 分	表示方法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する

3. 危険度判定実施本部の業務

危険度判定実施本部は、建設対策部内に置き、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という）に基づき、次の業務を行う。

- 1) 宅地に係る被害情報の収集
- 2) 判定実施計画の作成
- 3) 判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4) 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5) 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

4. 事前準備

町は災害発生に備え、実施マニュアルに基づき、北海道との連絡体制を整備するとともに、危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第24節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住できなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町長は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理ができない被災者に対して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用され知事の委任を受けた場合は、町長が実施するものとする。

2. 実施の方法

(1) 避難所の設置

町長は、災害により住宅が被害を受けて居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

(2) 公営住宅等への入居斡旋

町長は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

なお、公営住宅への入居期間等は、せたな町営住宅管理条例の規定によるものとする。

(3) 応急仮設住宅

①入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

②入居者の選定

入居者の選考は、民生委員の意見等を徴し、被災者の資力、その他生活条件を十分に調査のうえ選定する。

③建設型応急住宅の建設

原則として北海道知事が行い、事前に北海道知事から委任を受けた場合は町長が行う。

④建設型応急住宅の建設用地

町は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

⑤建設戸数

町は、建設必要戸数を北海道知事に要請する。

⑥規模、構造、存続期間及び費用

1) 標準規模と構造

建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

2) 存続期間

応急仮設住宅完成の日から3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に延長することができる。

3) 費用

費用は救助法及び関係法令に定めるところによる。

⑦維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任される。

⑧運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

(4) 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(5) 住宅の応急修理

町長は、必要により災害によって住宅が半壊又は半焼した被災者の一時的な居住の安定を図るため、住宅の応急修理を実施するものとする。

①応急修理の対象者

- 1) 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者
- 2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者
- 3) その他町長が特に必要と認めた者

②応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

③応急修理の範囲と費用

- 1) 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- 2) 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

(6) 災害公営住宅の整備

①整備基準

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

- 1) 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害の場合
ア. 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

- イ. 1 市町村の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
 - ウ. 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。
- 2) 火災による場合
- ア. 被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
 - イ. 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

②整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、北海道知事が北海道において整備する必要を認めたときは北海道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

③整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

1) 入居者資格

- ア. 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- イ. 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- ウ. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

2) 構造

再度の被災を防止する構造とする。

3) 整備年度

原則として当該年度、やむをえない場合は翌年度とする。

4) 国庫補助

- ア. 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3とする。但し、激甚災害の場合は3/4とする。
- イ. 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5とする。

3. 資材等の斡旋、調達

町長は、建築資材等の調達が困難な場合は、北海道に斡旋を依頼するものとする。

4. 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第25節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害の規模、障害物の内容により、各管理者は相互に協力し、障害物の除去にあたるものとする。

(1) 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任を受けて行う。

(2) 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第7章第1節 海上災害対策計画」の定めるところによる。

2. 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えられると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めるときに行うものとし、次に掲げる場合に行うものとする。

- ①住民の生命財産等を保護するために速やかに障害の排除を必要とする場合。
- ②障害物の除去が、交通の安全と輸送の確保に必要な場合。
- ③河川における障害物の除去は、それによって河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合。
- ④その他公共的立場から除去を必要とする場合。

3. 障害物の除去の方法

- ①実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行うものとする。
- ②障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

4. 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。

5. 放置車両の除去

放置車両の除去については、「第5章第13節 交通応急対策計画」の定めるところによる。

第26節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

- ①町立小中学校の応急教育並びに文教施設の応急復旧対策は、町長及び町教育委員会が行う。
なお、救助法が適用された場合は、児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は、町長が知事の委任により実施する。
- ②各学校ごとの災害発生に伴う適切な措置は、各学校長が具体的な応急計画をたてて行うものとする。

2. 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒の安全確保

①在学中の安全確保

在学中の児童生徒の安全を確保するため、児童生徒に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

②登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設や設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

3. 応急教育対策

(1) 休校措置

①授業開始後の場合

授業開始後において災害が発生し、または発生が予想される気象条件となったときは、各学校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとることとする。

なお、帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底させるとともに、また低学年児童にあっては教員が地区別に引率するなどの措置を講ずるものとする。

②登校前の場合

休校措置を登校前に決定したときは、学校長は直ちにその旨を学校があらかじめ定めた伝達方法に従い各児童生徒に周知することとする。

(2) 学校施設の確保

授業実施のため校舎等施設の確保は、災害の規模、被害の程度によって次の方法によるものとする。

①校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法をとる。

②校舎の大部分または全部が使用不能となった場合

公共施設等、または最寄りの学校の校舎を利用するものとする。なお、施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設などの対策を講ずるものとする。

(3) 教育の要領

災害の状況に応じ、特別の教育計画をたてて、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

なお、特別の教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

- 1)教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒に過度の負担にならないよう配慮する。
- 2)公民館等が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
- 3)通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
なお、集団登下校の際は、保護者、地域住民、関係機関等の協力を得るようにする。
- 4)学校に避難所が開設された場合は、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
- 5)教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努め、また管内の教育職員の臨時配置計画を作成して、教育に支障をきたさないようにすることとする。

(5) 授業料の減免等

北海道教育委員会は、高等学校の生徒が被害を受けた場合には、必要に応じ次の措置を講ずるものとする。

- 1)保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- 2)公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

(6) 学校給食等の措置

①施設の復旧

給食施設が被災したときは、速やかに応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。

②原材料の確保

給食用物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行い、応急調達に努めるものとする。

③衛生管理

衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

(7) 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意のうえ衛生管理を行う。

- 1) 校舎内、特に水飲み場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- 2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔離すること。
- 3) 受入施設としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽の汲み取りを実施すること。
- 4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

(8) 教科書、学用品の調達及び支給

① 調達の仕方

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会の指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。

また、町内の他学校に対し、使用済教科書の供与を依頼するものとする。学用品の調達は、北海道教育委員会から送付を受けたものを配付するほか、町内文房具店から調達するものとする。

② 支給の対象者

家屋の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失またはき損し、就学上支障のある者に対して支給するものとする。

③ 支給の仕方

学校長と緊密な連絡をとり、学校長を通じて対象者に支給するものとする。

④ 支給品目

- 1) 教科書及び教材
- 2) 文房具
- 3) 通学用品

(9) 教職員、児童生徒の健康管理

災害の状況により、被災学校の教職員及び児童生徒に対し、必要に応じ伝染病予防接種や健康診断を実施するものとする。

4. 文化財対策

災害が発生したときは、文化財の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全保護にあたるものとする。また搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め災害時にあたっての保安に努めるものとする。

第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬の実施に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町は、行方不明者の捜索及び遺体の収容、処理、埋葬等は、檜山広域行政組合せたな消防署、せたな警察署及び瀬棚海上保安署等に協力を要請し実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施するものとする。

ただし、救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて町長が行うが、遺体の処置のうち洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2. 行方不明者の捜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者

(2) 応援要請

町において被災し、行方不明者が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し、次の事項を明示して捜索を要請する。

また、遺体が海上に漂流することが予想される場合は、瀬棚海上保安署に捜索を要請する。

- 1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- 2) 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

3. 遺体の処理

(1) 対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者とする。

(2) 処理の範囲

- 1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置（日本赤十字社北海道支部）
- 2) 遺体の一時保存（町）
- 3) 検案（日本赤十字社北海道支部）
- 4) 死体見分（警察官、海上保安官）

(3) 処理の方法

①遺体を発見したときは、速やかに警察官、海上保安官の見分及び日本赤十字社北海道支部の検案を受け、次により処理する。

- 1) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。
- 2) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保存をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管を行う。

②遺体は到着順に収容し、遺品等を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢、遺品等を記録し、遺体安置場所に安置する。

③遺体安置場所は、町内の寺院、公共施設等遺体の収容に適切な場所とするが、適切な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の安置場所とする。

4. 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者で、災害のため親族が埋葬を行うことが困難な場合、または親族のない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

①町長は、遺体を火葬又は土葬に付し、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給、及び火葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

②事故による遺体は、せたな警察署から引き継ぎを受けた後に火葬又は土葬に付することとする。

③身元不明の遺体は、せたな警察署その他の関係機関に連絡し調査するものとするが、調査期間が長期にわたる場合は、行旅死亡人として取り扱い遺体を仮に埋葬（土葬）することとする。

5. 広域火葬の調整等

町長は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、北海道に広域火葬の応援を要請する。

6. 費用及び期間

災害救助法の定めに従って行うものとする。

【火葬場及び埋葬場】

区分	名称	所在地	管理
火葬場	狩場葬苑	北檜山区徳島	せたな町
	大成火葬場	大成区都	
埋葬場	狩場霊園	北檜山区徳島	
	せたな町西方霊園	瀬棚区共和	

第28節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いに関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町は、災害時における逸走犬等の管理を行うものとする。

2. 家庭動物等の取扱い

①動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

②災害発生時において、町及び北海道は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

3. 同行避難

ペットとの同行避難について、予め避難所におけるペットの種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時にはペット同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第29節 応急飼料計画

災害に際し、家畜飼料の応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長が実施するものとする。

2. 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋について、次の事項を明らかにし農協を通じ斡旋を要請するものとする。

また、町内において処理不可能なときは、文書をもって檜山振興局長を通じ、北海道農政部長に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

(1) 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- 1) 家畜の種類及び頭羽数
- 2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- 3) 購入予算額
- 4) 農家戸数等の参考となる事項

(2) 転飼

- 1) 家畜の種類及び頭数
- 2) 転飼希望期間
- 3) 管理方法（預託、附添等）
- 4) 転飼予算額
- 5) 農家戸数等の参考となる事項

第30節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）に関する計画は、次に定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「第5章第25節 障害物除去計画」による。

1. 実施責任者

- ①災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め実施するものとする。
- ②被災地における死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町が行うものとする。

2. 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

(2) ごみの収集処理

- ①被災地住民の協力を要請し、原則として北部桧山衛生センター組合策定の一般廃棄物処理基本計画に基づく分別収集を行う。
- ②収集の順序として、生ごみ類など感染症の源となるものから収集し、その他のごみは後で収集する。なお、収集にあたる車両は、町車両、委託業者の収集車及び借上車両とする。

(3) し尿の収集

許可業者の収集車及び借上車両により、損壊や溢水等の被害の大きいところから収集する。また、建設対策部は、必要に応じ仮設トイレを設置する。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室長（以下「八雲保健所長」という。）の指導を受け、次により行うものとする。

- ①環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理する。

- ②移動できないものについては、八雲保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- ③前記①及び②において埋却する場合にあっては、1m以上覆土する。

第31節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉法人せたな町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害が発生した際に、町と町社会福祉協議会は密接な連携のもとに協議し、せたな町災害ボランティアセンターを設置する。なお、運営については、町社会福祉協議会が行い、町は災害ボランティアセンターの活動が迅速かつ円滑に行われるよう、連携をとるものとする。

災害ボランティアセンターの設置・運営については「せたな町災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」によるものとする。

2. ボランティア団体等の協力

町は、町社会福祉協議会又は各種ボランティア団体等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

3. ボランティアの受入れ

町、町社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れにあたっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

4. ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する主な活動内容は、次のとおりである。

- 1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2) 炊出し、その他の災害救助活動
- 3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4) 清掃及び防疫
- 5) 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6) 被災建築物の応急危険度判定
- 7) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8) 災害応急対策事務の補助
- 9) 救急・救助活動
- 10) 医療・救護活動
- 11) 外国語通訳
- 12) 非常通信
- 13) 被災者の心のケア活動

- 14) 被災母子のケア活動
- 15) 被災動物の保護・救助活動
- 16) ボランティア・コーディネート

5. ボランティア活動の環境整備

町は、町社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と町社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第32節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を確保し、災害対策の円滑な推進に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な民間団体への協力要請及び労務者の雇用については、町長が行う。

2. 民間団体への協力要請

(1) 動員の順序

災害時における労務要員の確保は、次の順序により行うものとする。

- 1) 災害対策本部員又は消防団員
- 2) 災害応急対策の協力団体員の動員要請
- 3) 近隣者、民間活動団体に対する協力要請
- 4) 労務者の雇い上げ

(2) 動員の要請

災害対策本部の各部において奉仕団等の労力を必要とするときは、各部長は次の事項を明示して、総務対策部長に要請するものとする。要請を受けた同部長は、速やかに労務供給の全体を把握し、民間団体等へ協力要請を行うものとする。

- 1) 労務者を必要とする理由
- 2) 作業の内容
- 3) 従事する場所
- 4) 作業予定期間
- 5) 所要人員数
- 6) 集合場所
- 7) その他参考事項

(3) 住民組織の要請先及び活動

① 住民組織の要請先

「第3章第1節 組織計画」の定めるところによる。

② 住民組織の活動

住民組織の活動内容は、次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- 1) 避難所における被災者の世話
- 2) 被災者への炊き出し
- 3) 救援物資の仕分け、配送
- 4) 高齢者などの避難行動要支援者の介護や移送
- 5) 被災家屋の片付けの手伝い
- 6) 子供の世話や遊び相手
- 7) 被災者の親族等への安否情報の提供
- 8) 応急仮設住宅への引っ越しの手伝い
- 9) その他災害応急措置の応援

3. 労務者の確保

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

- 1) 被災者の避難誘導
- 2) 医療及び助産のための移送
- 3) 被災者の救出のため、機械器具資材の操作又は後始末
- 4) 救助物資の仕分け輸送及び配付
- 5) 飲料水の供給及び機械器具の運搬、操作、浄水用薬品の配付等
- 6) 行方不明者の捜索及び処理

(2) 労務者の雇用方法

- ① 町内建設業者に対し、労務者の供給を要請する。
- ② 新聞へのチラシ折込み及び広報車等による求人広告を行う。
- ③ 函館公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし求人の申し込みをするものとする。
 - 1) 職業別、所要労働者数
 - 2) 作業場所及び作業内容
 - 3) 期間及び賃金等の労働条件
 - 4) 宿泊施設等の状況
 - 5) その他必要な事項

4. 賃金及びその他の費用負担

- ① 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- ② 労務者に対する賃金は、町内における同種の業務及び同程度の技能について支払われる賃金水準を上回るよう努めるものとする。
- ③ 救助法が適用された場合は、救助法の定めるところによる。

第33節 職員派遣計画

大規模災害が発生した場合における指定地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣要請又は北海道知事に対する派遣の斡旋要請に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 指定地方行政機関の長等に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定に基づき、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。

また、町長は、基本法第30条の規定に基づき、知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

2. 要請手続等

①町長は、災害対策基本法施行令第15条の規定により、指定地方行政機関の職員の派遣を要請をしようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- 1) 派遣を要請する理由
- 2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

②町長は、災害対策基本法施行令第16条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、派遣斡旋は国の職員のみでなく地方自治法第252条の17の規定に基づく地方公共団体職員の派遣の斡旋を求める場合についても含むものである。

- 1) 派遣の斡旋を求める理由
- 2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- 3) 派遣を必要とする期間
- 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

3. 派遣職員の身分取扱

①派遣職員の身分取扱いは、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

②派遣職員の給与等の双方の負担区分は、指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

③派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

④派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。

⑤受入側は、派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

4. 受入体制

「第5章第7節 広域応援・受援計画」に準ずるものとする。

第34節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 実施責任者

救助法が適用された場合の救助活動は、知事（檜山振興局長）が実施するものとする。町長は、知事の行う応急救助活動を補助するものとする。ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断と責任において実施するものとする。

2. 救助法の適用基準

(1) 災害が発生した場合

救助法による救助は、本町において次に掲げる程度の災害が発生した場合において、当該災害にかかり現に救助を必要とするものに対して行うものとする。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の市町村において現に救助を必要とする者に対して行う。

【救助法の適用基準】

適用基準	被害区分 町の人口	せたな町 単独の場合	相当広範な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり、 12,000世帯以上の住家 が滅失した場合
		住家滅失 世帯数	住家滅失世帯数	
	5,000人以上 15,000人未満	40	20	町の被害状況が特に救助を必要とする状態であると認められたとき。
摘要	<p>1. 住家被害の判定基準</p> <p>(1) 滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で、具体的には損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(2) 半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積がその住家の延床面積の20～70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20以上50%未満のもの。</p> <p>(3) 床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積により、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>2. 世帯の判定</p> <p>(1) 生計を一にしている実態の生活単位をいう。</p> <p>(2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。</p>			

3. 救助法の適用手続き

- ①町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を檜山振興局長に報告しなければならない。
- ②災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに檜山振興局長に報告し、その後の処置について指揮を受けなければならない。

4. 救助の実施と種類

知事は、救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類については、以下に示すとおりとする。

【救助の種類及び実施機関等】

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、対象箇所の選定は町 設置は北海道 (ただし、委任されたときは町)
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	北海道・日赤道支部 (ただし、委任されたときは町)
助産	分娩の日から7日以内	北海道・日赤道支部 (ただし、委任されたときは町)
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内 (国の災害対策本部が設置された場合は、6か月以内)	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

5. 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力しなければならない。

6. 基本法と救助法との関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。